

第 65 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 4 年 12 月 27 日（火） 9：30～9：50
- 2 開催場所：三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：一見知事、廣田副知事、服部副知事、日沖危機管理統括監、山本防災対策部長、安井戦略企画部長、高間総務部長、中尾医療保健部長、小倉医療保健部理事、渡邊子ども・福祉部副部長、大西環境生活部副部長、小見山廃棄物対策局長（オンライン）、竹内地域連携部副部長、山川スポーツ推進局長（オンライン）、下田南部地域活性化局長、更屋農林水産部長、野呂雇用経済部長、増田観光局長、佐竹県土整備部理事、山本県土整備部副部長、三宅デジタル社会推進局長（オンライン）、佐脇会計管理者兼出納局長（オンライン）、木平教育長、西口企業庁副庁長（オンライン）、長崎病院事業庁長（オンライン）、松岡警察本部警備第二課長、高野四日市港管理組合経営企画部長（オンライン）、中根四日市市危機管理統括部長（オンライン）、事務局
- 4 議事内容：以下のとおり

（日沖危機管理統括監）

- ・これより「第 65 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。
- ・本日の会議は、本県における新型コロナウイルス第 8 波の状況の確認と共有、国の動きや現在の感染状況等の現状をふまえた今後の対応に向けて、「三重県指針」の改定を行うために開催する。

議題 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

（日沖危機管理統括監）

- ・事項 1 「新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等」について、感染症対策部から説明をお願いする。

（行方情報分析・検査プロジェクトチーム 担当課長）資料 1 に沿って説明

- ・まず、県内患者発生状況のグラフをご覧いただきたい。日々の新規感染者数を青の棒グラフ、直近一週間移動合計の推移を赤の折れ線グラフで示している。
- ・10 月下旬から第 8 波が始まり、第 7 波ほど急激に増加していないものの、2 ヶ月程度かけて着実に増加しており、現在は第 7 波のピークと同程度の発生状況になりつつある。かつ、今なお増加傾向を維持しており、未だピークが判

明していない状況である。

- 2 ページでは、新規感染者数の同じ曜日における推移を示しているが、11 月下旬以降はほぼすべての日で増加しており、今なお増加し続けている状況である。
- 圏域別の発生状況を見ると、多少の程度の差はあるものの、全地域とも感染者数は 10 月下旬から増加し続けて現在に至っている。
- 一週間毎の年代別の患者発生状況を見ると、第 8 波の初期、10 月下旬ごろには 20 歳未満の割合が高い週があったものの、直近 5 ～ 6 週間では、年代別にあまり大きな変化はみられない。
- 入院等の状況について、11 月から入院患者が増加し、病床使用率が上昇したものの、確保病床数を着実に増加させたことにより 12 月においても 40% から 50% の間で推移していたが、昨日現在で 48% まで上昇してきている。なお、本日の速報値では、病床使用率が 50% を超える見込みとなっている。
- 三重県で 9 月 9 日から実施した発生届限定化後の感染者数の状況を見ると、発生届の対象者は全体の約 17% となっている。また、その内訳を見ると、65 歳以上の方が約 80%、妊婦が約 3% となっている。
- 8 月以降に公表した一週間あたりのクラスターの発生状況を見ると、直近週では 25 件発生しており、第 7 波の最大である 20 件を上回っている。8 月の四週と直近四週のクラスターの内訳を比較すると、第 7 波に比べて医療機関での発生割合が 20% から 27% へと増加しているという傾向が見られる。
- 新型コロナウイルスにより死亡された方を年代別に見ると、死亡者のうち約 93% が 70 歳以上の方となっており、約 41% が 80 代、約 37% が 90 代以上となっている。70 歳以上高齢者の死亡場所としては、病院が約 61% を占め、病院へ搬送された方も含め、施設入所者が約 36% を占めている。
- 最後に、新型コロナ患者、又はコロナ疑い患者の救急搬送件数の推移をご覧いただきたい。搬送先医療機関が決定するまでに 4 回以上照会し、かつ現場到着から出発までに 30 分以上を要した事案を救急搬送困難事案として計上している。昨年夏の第 5 波や、本年夏の第 7 波に比べると、第 8 波においては、救急搬送件数は増加しているものの、救急搬送困難事案の顕著な増加は見られていない。
- 県内の発生状況の説明は以上である。

(日沖危機管理統括監)

- ただいまの説明について質問はあるか。

(質疑なし)

議題2 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 17」 について

(日沖危機管理統括監)

- ・ 事項2 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 17」
について、総合対策部から説明をお願いします。

(天野感染症対策課長) 資料2-1、2-2に沿って説明

- ・ 資料2-1 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 17」
について説明する。
- ・ 10月末から感染者数が増加しており、第8波に入った。12月以降、その感染者数の増加とともに、入院者数も増加しているということで、インフルエンザとの同時流行の可能性も見据えながら対策を実施していく必要があるため、今後の対策等含め、指針を改定するものである。
- ・ 変更箇所について説明する。資料3 ページ「1 県民の皆様へ (2) 感染防止対策の徹底」について、3つ目の丸印のところで、同居家族以外と飲食をする場合について、これまではマスク会食・黙食の実践をお願いしていたが、今回からは場面に応じた感染防止対策をお願いすることとし、対策を例示している。
- ・ 3つ下の丸印では、高齢者や基礎疾患をお持ちの方と会う場合や病院へ行く場合には、マスクの着用に加え、検査を事前に受けることについて例示している。
- ・ 次の丸印では、8月10日から運用している「三重県検査キット配布・陽性者登録センター」の活用について明記した。
- ・ 次の丸印では、体調不良時への備えとして、検査キットや解熱鎮痛剤、食料などの事前準備をお願いしている。
- ・ 資料4 ページ、上から2つ目の丸印では、これまでは「移動について」として項目を起こしていたが、県外へ移動する際の注意事項について記載を整理した。
- ・ 次の丸印では、これまで政府が新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) の活用について記載していたが、機能停止に伴い、記述を整理した。
- ・ 続いて、「2 事業者の皆様へ (2) 感染防止対策の徹底」について、資料5 ページ中段、従業員の体調不良時の対応について、受診に加えて検査についても例示させていただいた。
- ・ 資料6 ページの最初の丸印においても、COCOA の機能停止に伴い、記述を整理している。
- ・ 資料8 ページ「4 感染状況のモニタリングと感染拡大時の対応 (1) 感染状況のモニタリング」については、疫学調査の重点化、発生届の限定に伴い、調査する項目が限定されていることから、下線部分について整理した。

- ・(2) 感染拡大時の対応については、オミクロン株が主流である間の対応ということについて記載している。①については、11月25日に発出しているが、「感染防止行動徹底アラート」ということで、病床使用率40%以上を基準とし、感染防止対策の再徹底の協力をお願いするものである。
- ・②の「医療ひっ迫防止対策強化宣言」は国が示す新たな仕組みである。外来診療も含め医療提供体制に負荷が増加し、社会経済活動にも支障が生じ始めている状態となった際に発出するものとされており、一つの基準として病床使用率50%以上、それに加え、以下の事象の状況等をふまえ総合的に判断する。保健医療の負荷の状況については、外来に多くの患者が殺到する、救急搬送困難事例が増加するといった状況、社会経済活動の状況についても、業務継続が困難となる事業者が多数発生するなど、こういったところを捉えて総合的に判断をしていく。要請内容としても、感染防止対策の再徹底というところで例示しているが、混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出を控える等の協力要請をしていくものと考えている。
- ・さらに感染状況が悪化した場合については、医療が機能不全にならないように「医療非常事態宣言」が設けられている。
- ・資料9ページ「感染状況が大きく変化した場合の対応」については、例えばより強毒株による感染拡大の際の対応について記載している。これについては、第6波までの対応と同様としている。
- ・15ページには、参考として国が11月に示したオミクロン株対応の新レベル分類に関する本県の対応を掲載している。感染状況のレベル1から4に応じて、目安となる指標（病床使用率）、事象（感染状況、保健医療の負荷の状況、社会経済活動の状況）を捉えて、レベル移行の判断をしていくというものである。現在はレベル2に相当し、その中で県独自にアラートを発出している状況であるが、本日、病床使用率が50%以上となることから、これら様々な事象も捉えながらレベルの移行も含め判断をしていくものと考えている。
- ・資料2-2「三重県指針別冊」イベントの開催基準についても、政府のCOCOAの機能停止に伴う文言整理を行うものである。
- ・また、イベントの感染防止対策について、これまでは「来場者を把握・管理する」となっていたが、「参加者への注意喚起」として内容を改めている。
- ・説明は以上である。

(日沖危機管理統括監)

- ・ただいまの説明について意見や質問はあるか。
- (質疑なし)

(日沖危機管理統括監)

- ・それでは、ただいまの説明のとおり、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』 ver. 17」について決定してよろしいか。

(反対意見なし)

(日沖危機管理統括監)

- ・それではこのとおり決定する。

議題3 各部局からの報告事項

(日沖危機管理統括監)

- ・次に「各部からの報告事項」がある部局は挙手をお願いします。

(小倉医療保健部理事)

- ・保健所への各部局からの応援に感謝する。秋以降、委託や一元化を進め、現時点では応援なしで保健所の業務を運営出来る状況となっている。仮に、爆発的に感染者が増加した場合には、再度応援をお願いするかもしれない。その際は相談させていただきたい。
- ・三重県指針の改定の際に説明したが、レベル移行の判断については、社会経済活動への影響を注視する必要があることから、各部局で所管している団体や事業所等が操業停止するといった情報に接した場合は、医療保健部にご一報させていただきたい。

(日沖危機管理統括監)

- ・他の部局で報告事項があればお願いします。

(発言なし)

知事指示事項

(日沖危機管理統括監)

- ・最後に知事から「指示事項」をお願いします。

(一見知事)

- ・行動制限のない年末年始を迎える。先ほど説明があったように、感染者数はまだ増えている状況である。この段階で年末年始を迎える。岐阜県では、「医療ひっ迫防止対策強化宣言」が発出されている。また、感染状況の説明にあったように、感染して亡くなる方の割合は高齢者が非常に多い。それをふまえて3点、指示する。

- ・年末年始には、普段会わない人と会う機会が増えるなど、感染拡大のリスクが高まる。各部局においては、関係機関等に対し、改めて感染防止対策の徹底を呼びかけること。
また、職員においても、基本的な感染防止対策を怠らないように十分に注意して行動すること。
- ・年末年始においても、相談窓口や検査などについて、県民の皆様が不安を感じることがないように関係機関とも連携し確実に対応すること。
- ・今回、政府基本的対処方針の変更をふまえ、新たなレベル分類を設定した。新たなレベル分類では、病床使用率のみならず、感染状況、保健医療の負荷の状況、社会経済活動の状況等を総合的に判断し、対応を行うこととなる。時機を逸することなく対策を行うことができるよう、各部局においては新型コロナウイルスの影響把握に努めること。

(日沖危機管理統括監)

- ・ただいまの指示事項について、各部局においてしっかりと対応をお願いします。
- ・以上で第 65 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議を終了する。